

富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱に基づき、富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(平常時の事務分掌)

第2条 ネットワーク協議会の平常時の事務分掌は、以下に定めるところによる。
県

- (1) 広域的な要配慮者の支援、富山県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣調整に関すること。
- (2) チーム活動に関する周知、啓発に関すること。
- (3) 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関すること。
- (4) 災害発生時の被災地へのチーム設置の決定、派遣要請
- (5) 費用負担に係る調整に関すること。

福祉関係団体（構成団体等）

- (1) ネットワーク協議会の活動への協力・連携に関すること。
- (2) チーム員の派遣に係る団体内の調整
- (3) ネットワーク協議会からの要請への協力

事務局（富山県社会福祉協議会）

- (1) チーム員の募集に関すること。
- (2) チーム員の研修及び登録に関すること。
- (3) チーム員の編成に関すること。
- (4) 災害発生時の被災地へのチーム派遣
- (5) 派遣に必要な資機材の整備及び管理

(大規模災害発生時の事務分掌)

第3条 ネットワーク協議会の大規模災害発生時の事務分掌は、以下に定めるところによる。

県

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被災自治体等関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請に関すること。
- (4) 費用負担に係る調整に関すること。
- (5) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること。

福祉関係団体（構成団体等）

- (1) チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整に関すること。

- (2) ネットワーク協議会の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整を行うこと。
- (3) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

事務局（富山県社会福祉協議会）

- (1) チームの編成に関する事。
- (2) チームの派遣の手続きに関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整等に関する事。
- (4) その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事。

（協定の締結等）

第4条 県は、チームの派遣について協力する構成団体等（以下「協力団体」という。）と富山県災害福祉広域支援に関する協定（様式第1号）を締結するものとする。なお、構成団体の会員等は構成団体の長へ協力申出書（様式第2号）を提出し、構成団体はとりまとめのうえ、事務局へ提出するものとする。

2 構成団体は、当該団体の構成員のうち大規模災害発生時にチームに協力するものについて、富山県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿（様式第3号）を事務局に提出するものとする。

3 構成団体は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。

4 第1項の協定に基づくチーム派遣に係る要請は、富山県災害派遣福祉チーム派遣協力要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

（補 則）

第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。